

奈良県警察職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第二十八号

奈良県警察職員定数条例の一部を改正する条例

奈良県警察職員定数条例（昭和二十九年六月奈良県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「二、四七一人」を「二、四八一人」に、「二、七九一人」を「二、八〇一人」に改める。

第四条に次の一項を加える。

2 前項第二号に掲げる職員（警察官に限る。）が職務に復帰した場合において、警察官の員数が第二条第一項に定める警察官の定数を超えることとなるときは、復帰の日から一年を超えない期間に限り、当該職務に復帰した職員を当該定数の外に置くことができる。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。